

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、魚津市友道地内の土地を起業地とする（仮称）魚津市本江地域交流センター建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、魚津市が事業主体となり、地域交流センター及び駐車場を整備するものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律118号）による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）及び第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である魚津市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

現存の本江公民館については、発足以来、地元住民の地域振興活動などコミュニティ活動の場として積極的に活用されてきているが、昭和55年に建築されてから40年以上経過しており、老朽化が著しく、耐震化もされていない。また、現在の公民館は、駐車場が不足しており、利用者が近隣施設に無断駐車するなど好ましい状況ではない。

現在の公民館敷地周辺で用地を取得し、地域交流センター及び駐車場を整備することで、施設の利便性が向上し、地域住民の活動が促進されることで、心豊かな地域社会づくりに寄与することとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、現在の公民館近辺の3候補地で比較検討した結果、利用者の安全性、利便性及び用地取得に係る経済性等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、公民館は地域の交流拠点施設であるが、耐震化されておらず、また、老朽化も著しい。さらに、駐車場が不足し、利用者が周辺施設へ無断駐車するなど好ましい状況ではない。

本件事業は、新たに地域交流センターを建設し、駐車場敷地を確保できるため、現状を改善するものである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ

るため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
魚津市役所

富山県告示第338号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月21日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|------------------|-------------------|----------------|-----------------------|----------|
| 名称 | 所在地 | | | |
| ウエルシア薬局 黒部生地店 | 黒部市生地中区 217番地1 | 精神通院医療 | | 令和3年7月1日 |

富山県告示第339号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月21日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|------------------|--------------|----------------|-----------------------|----------|
| 名称 | 所在地 | | | |
| ウェルシア薬局 射水小杉店 | 射水市戸破字若宮3087 | 精神通院医療 | | 令和3年7月1日 |

富山県告示第340号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月21日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|-------------|----------------|-----------------------|----------|
| 名称 | 所在地 | | | |
| ものがたり診療所 | 砺波市太田1382番地 | 精神通院医療 | | 令和3年8月1日 |

富山県告示第341号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年7月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量、現地測量

UAV搭載型レーザスキャナによる三次元点群測量

2 作業期間

令和3年6月28日から令和3年10月31日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦嶮寺

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月21日

富山県知事 新 田 八 朗

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 公 共 施 設 | | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|--|---------|---------------------|-------------------|------------|
| | 位置・区域 | 種 類 | 住 所 | 氏 名 |
| 射水市戸破字後宝1329番1及び1330番1 | | | 射水市三ヶ3973番地 | 永森建設工業株式会社 |
| 砺波市石丸229番外7筆、228番の一部、1019番の一部、1025番の一部及び2026番の一部 | 同 左 | 道 路 公 園 下 水 道 | 砺波市福山 146番地 | 松下 明弘 |

